

介護保険サービス事業者実地指導 主な指摘事項（居宅介護支援、介護予防支援）

1. 人員に関する基準

項目	事業所の状況	指導内容
管理者	管理者の勤務実態が確認できなかった。	タイムカードやICカードなどの客観的な記録を用いて、常勤配置がわかるようにしてください。 <u>※管理者が法人役員であっても勤怠を記録してください。</u>

2. 運営に関する基準

項目	事業所の状況	指導内容
運営規程	交通費が明確に記載されていなかった。	交通費を徴収する場合は、実費相当額を規定してください。曖昧な表現はせず、「自動車を使用した場合の交通費は、通常の事業の実施地域を超えた地点から1kmあたり〇〇円」とするなど、具体的に規定してください。
内容及び手続の説明及び同意	指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ利用者に対して、説明事項を説明しているか確認できなかった。	次の①から④の説明事項について、説明し、理解を得てください。 ①複数の指定居宅サービス事業者等を紹介できるよう求めることができること ②居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができること ③前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合 ④前6月間に指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合 <u>※令和6年度報酬改定により、令和6</u>

		年4月より②、③、④の項目については運営基準減算の要件ではなくなりましたが、指定基準上説明をしていただくことが望ましい事項となっています。 【留意事項】 ※実際に説明を行っていても、運営指導の際に説明を行ったことが確認できない場合、運営基準減算の対象となることがありますので、説明時に使用した説明事項が記載されている文書（重要事項説明書や説明同意書等）や説明を行った旨が記載された記録（居宅サービス計画書第5表（いつ、誰に、どのような説明を行い、理解を得た旨を記載しておく必要があります。）等）を残してください。
重要事項の掲示	掲示していなかった。	ファイル等を自由に閲覧可能な形で事業所内に備え付けることで掲示に代えることができます。
勤務体制の確保	ハラスメント防止のための方針の明確化及び相談体制の整備等の必要な措置を講じていなかった。	ハラスメントの防止のための方針を定め、職員に周知してください。 また、相談体制を整備し、相談窓口を掲示するなど職員に周知してください。

3. ケアマネジメントプロセス

項目	事業所の状況	指導内容
アセスメント	内容に不足があった。	課題分析標準項目は必ず具備し、記録してください。
サービス担当者会議	ケアプランに位置づけた事業者が参加していなかった。	全ての事業者を招集してください。やむを得ず欠席する場合は、照会等により意見を確認してください。
利用者の同意	サービス提供後に同意を得ていた。	サービス提供前に、ケアプランの内容を説明し、同意を得たことが分かるようにしてください。
ケアプランの内容	①医療系サービスを位置づける際、主治医等の意見を求めていなかった。 ②医療サービスを位置付	①主治の医師に意見を求めたことが分かるように記録してください。 ②主治医に交付してください。

	けたにも関わらず、意見を求めた主治医に交付していなかった。 ③要介護1～3の利用者で通院を要する者について、自らの運転する車両で送迎等を行う訪問介護事業所のサービスを、通院等乗降介助ではなく、身体介護としてケアプランに位置付けていた。	③通院の前後に居宅における外出に直接関連しない身体介護を行う等の要件を満たさなければ、身体介護中心型として算定することができません。
個別サービス計画の提出	提出するよう求めている又は未提出の計画があった。	計画に位置付けたすべての事業者に対して提出を求め、ケアプランとの整合を図ってください。
計画の変更又は更新	アセスメントを行っていないかった。	計画変更又は更新時もアセスメントを実施してください。
モニタリング	モニタリングを実施しているか確認できなかった。	実施状況の把握を行っていることが分かるように記録してください。

4. 介護給付費の算定及び取扱い

項目	事業所の状況	指導内容
特定事業所加算	①事例検討会を開催していたが、計画的に実施していなかった。 ②研修計画が個別具体的なでなかった。 ③多様な主体により提供される利用者の日常生活全般を支援するサービスが包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していなかった。	①事例検討会等の内容、実施時期、共同で実施する他事業所等について、毎年度少なくとも次年度が始まるまでに次年度の計画を定めてください。 ②全ての介護支援専門員に個別具体的な研修計画（目標、内容、研修期間、実施時期等）を作成してください。 ③利用者の必要に応じて、多様な主体により提供される利用者の日常生活全般を支援するサービスが包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成してください。
通院時情報連携加算	①利用者が病院又は診療所において医師の診察を受ける際、介護支援専門員が同席することについて	①介護支援専門員が同席することについて、利用者又はその家族の同意を得るとともに同意したことが分かるよう記録してください。

	て、利用者又はその家族の同意を得ていなかった。 ②医師等と相互に情報提供を行った内容を記録していなかった。	②医師等に対して当該利用者の心身の状況や生活環境等の当該利用者に係る必要な情報の提供を行うとともに、医師等から当該利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録してください。
ターミナルケアマネジメント加算	①ターミナルケアマネジメントを受けることについて利用者又はその家族の同意を得ていなかった ②終末期の利用者の心身又は家族の状況の変化や環境の変化及びこれらに対して居宅介護支援事業者が行った支援についての記録をしていなかった ③利用者への支援にあたり、主治の医師及び居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等を行った連絡調整に関する記録をしていなかった。	①②ターミナルケアマネジメントを受けることについて利用者又はその家族の同意を得て、その死亡日及び死亡日前 14 日以内に2日以上、当該利用者の心身又は家族の状況の変化や環境の変化及びこれらに対して居宅介護支援事業者が行った支援について記録してください。 ③利用者への支援にあたり、主治の医師及び居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等を行った連絡調整に関する記録をしてください。
特定事業所集中減算	該当しない場合に書類を作成又は保存していなかった。	判定するための書類を作成し、保存してください。